

考妣

祖

助、從四位上、諸職同前、義教公御代三年目ヨリ號

大父、深心院道號悅堂、又常慶、法名常隆、又眞蓮、

〔伊呂波字類抄〕知倫考先ニ死曰考、同波人倫妣母曰妣、

〔釋親考〕父爲考、母爲妣、略中

胤按父母考妣生死異稱、傳習已久、禮傳所說、似不可必廢、如天子稱朕、古者上下通稱、至秦始皇、專屬天子、父母考妣之異稱、意亦古者生死互言、而後世始分別歟、今須據禮記之說、其爺娘等稱、乃方俗鄉談耳、不必考究、

〔日本書紀〕神武三戊午年六月丁巳、越狹野到熊野神邑、且登天磐盾、仍引軍漸進、海中卒遇暴風、皇舟漂蕩、時稻飯命乃歎曰、嗟乎、吾祖則天神、母則海神、如何厄我於陸、復厄我於海乎、

〔日本書紀〕皇極二十四二年九月丁亥、吉備島皇祖母命皇極天皇母薨、癸巳、詔土師娑婆連猪手、視皇祖母喪、天皇自皇祖母命臥病、及至發喪、不避床側、視養無倦、

〔續日本紀〕聖武九神龜元年二月甲午、受禪卽位於大極殿、大赦天下、詔曰、略中美麻斯親王乃齡乃弱爾、荷重波不堪止自加所念坐而皇祖母坐志、掛畏岐我皇天皇爾授奉岐、略

〔歷朝詔詞解〕二皇祖母は淤保美淤夜と訓べし、文武天皇の大御母命のよしにて、元明天皇を申せる也、そもく御母を皇祖母と申ては、祖字いかゞなれば、是は聖武天皇の御祖母のよしならむと、思ふ人あるべかめれど、然にはあらず、まづ古は凡て、母を御祖といへること、古事記などによく見え、近くは下鴨を御祖神と申すなども、上鴨別雷神の御母に坐が故也、又此紀の此卷の詔に、天皇の大御母藤原夫人を、宣文則皇大夫人、語則大御祖云々とある、これにて大御祖と申すは、大御母なること、いよく明らけし、さてそれに母字を添て書事は、皇祖とのみにては、皇神祖と混ぶ故に、御母なることを知らさむため也、その例は、皇極紀に、吉備島皇祖母命と